指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの

平成18·9·29·厚生労働省告示549号 改正平成19·3·30·厚生労働省告示80号

障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第 173 号)第 3 条の規定に基づき、指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものを次のように定め、平成18年10月 1 日から適用する。

- 一 障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第 173 号)第 3 条の 規定に基づき、指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものは、イ及び口に掲げる要件を満たす者とする.
 - イ (1) の期間が通算して 3 年以上である者、 (2) 、 (3) 、 (5) 及び (6) の期間が通算して 5 年以上である者、 (4) の期間 が通算して10年以上である者又は (2) から (6) までの期間が通算して 3 年以上かつ (7) の期間が通算して 5 年以上である 者(以下「実務経験者」という。) のいずれかに該当するものであること。
 - (1) この告示の適用の日(以下「適用日」という。)において現に(一)又は(二)に掲げる者であるものが、平成18年9月30日までの間に、(一)又は(二)に掲げる者として身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務(以下「相談支援の業務」という。)その他これに準ずる業務に従事した期間
 - (一) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「法」という。) 附則第26条の規定による改正前の児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第1項に規定する障害児相談支援事業(以下「障害児相談支援事業」という。)、法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条の2第1項に規定する身体障害者相談支援事業(以下「身体障害者相談支援事業」という。)、法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第4条に規定する知的障害者相談支援事業(以下「知的障害者相談支援事業」という。)の従事者
 - (二) 法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第50条の2第6項に規定する精神障害者地域生活支援センター(以下「精神障害者地域生活支援センター」という。)の従業者
 - (2) (一)から(四)までに掲げる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間
 - (一) 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者
 - (二) 児童福祉法第12条第1項に規定する児童相談所、身体障害者福祉法第11条第2項に規定する身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者福祉法第12条第2項に規定する知的障害者更生相談所、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第14条第1項に規定する福祉に関する事務所その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者
 - (ヨ 障害者支援施設、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人福祉施設(以下「老人福祉施設」という。)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第1項に規定する精神保健福祉センター、生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第2項に規定する救護施設及び同条第3項に規定する更生施設、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第25項に規定する介護老人保健施設(以下「介護老人保健施設」という。)その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者
 - (四) 健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項に規定する病院若しくは診療所の従業者又はこれに準ずる者(社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者と認められる者、(7)に掲げる資格を有する者並びに(一)から(三)までに掲げる従事者及び従業者である期間が1年以上の者に限る。)
 - (3) (一)から(三)までに掲げる者であって、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの、児童福祉法第18条の4に規定する保育士、児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第43条各号のいずれかに該当するもの又は精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第87号)第17条第2項各号のいずれかに該当するもの(以下「社会福祉主事任用資格者等」という。)が、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務(以下「介護等の業務」という。)に従事した期間
 - (一) 障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の病室であって医療法(昭和23年法律第 205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者
 - (二) 障害福祉サービス事業、老人福祉法第5条の2第2項に規定する老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者
 - (三) 健康保険法第63条第3項に規定する病院若しくは診療所又は薬局、同法第89条第1項に規定する訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者
 - (4) (3) の (一)から(三)までに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、介護等の業務に従事した期間

- (5) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第19条第1項に規定する障害者職業センター、同法第27条第2項に規定する障害者雇用支援センター、同法第34条に規定する障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間
- (6) 特別支援学校その他これらに準ずる機関において障害のある児童及び生徒の就学相談、教育相談及び進路相談の業務に従事した期間
- (7) 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間
- ロ 次の (1) から (3) までのいずれかに該当する者であって、 (1) から (3) までに規定する研修を修了した日の属する年度 の翌年度を初年度とする同年度以降の 5 年度ごとの各年度の末日までに、相談支援従事者現任研修(相談支援の業務に従事している者の資質向上を目的として行う研修であって、別表第1に定めるもの以上のものをいう。以下同じ。)を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けたものであること。ただし、 (1) から (3) までに規定する研修を修了した日から 5 年を経過する日の属する年度の末日までの間は、相談支援従事者現任研修を修了することを要しない。
 - (1) 相談支援従事者初任者研修(都道府県知事が障害者等(法第2条第1項第1号に規定する障害者等をいう。)の意向を踏まえ、必要な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスを総合的かつ適切に利用するための援助に関する知識及び技術を習得させることを目的として行う研修であって、別表第2に定めるもの以上のものをいう。以下同じ。)を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者
 - (2) 適用日前に、厚生労働大臣又は都道府県知事が行った相談支援の業務に関する研修(別表第2に定めるもの以上の研修に限る。)を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者(適用日前に研修の受講を開始し適用日以降に修了したものを含む。)
 - (3) 適用日前に、厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。)の市長が行った相談支援の業務に関する研修(別表第2に定める科目のうち、障害者自立支援法の概要及び相談支援事業従事者の役割に関する講義の科目を除いたもの以上の研修に限る。)を修了し、かつ適用日前又は適用日後に当該科目の講義のみを行う研修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者
- 二 実務経験者であって、適用日において現に前号イ (1) (一) 又は(二) に掲げる者であるものについては、平成20年 3 月31日までの間は、前号口の要件を満たしているものとみなす。

別表第1

区分	科 目	時間数
講義	障害者福祉の動向に関する講義	1
	都道府県地域生活支援事業に関する講義	2
	地域自立支援協議会に関する講義	3
演習	障害者ケアマネジメントに関する演習	12
	合 計	18

別表第2

区分	科目	時間数
講義	障害者自立支援法の概要及び相談支援事業従事者の役割に関する講義	6.5
	ケアマネジメントの手法に関する講義	8
	障害者の地域支援に関する講義	6
演習	ケアマネジメントプロセスに関する演習	11
	合 計	31.5